

（議会図書室）

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置しその充実に努めるものとする。

〔第21条解説〕 地方自治法第100条第18項では、議員の調査研究のために、議会図書室を設置することが定められています。

この議会図書室は、議員の政策立案及び政策提言のために、電子化されたものを含む書籍、資料等をより一層充実させる必要があります。

また、地方自治法第100条第19項において議会図書室は、一般に利用させることができるとされていることから、誰にでも利用しやすい図書室となるように心がけ、市民と議員との交流の場所としての活用も考えられます。

（議会事務局の体制整備）

第22条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

〔第22条解説〕 議会の政策提案機能等を補助する議会事務局の体制整備について規定しています。

議会事務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会がその機能を発揮し、効果的・効率的な議会運営を行えるよう、議会の活動を補佐する役割を担っています。

地方分権の時代にあって、地方議会は市政の課題を解決するため、その機能を一層充実強化することが求められており、議会を補佐する事務局の役割も増大していることから、議会を補佐する事務局として、その体制の強化と運営の充実を図ることを定めたものです。

第6章 議員の政治倫理及び報酬

（政治倫理）

第23条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、議員倫理の意識の向上及び確立に努めるものとする。

〔第23条解説〕 議員は、市民の厳粛な信託に応え、市民全体の代表者として、議員倫理意識の向上と確立に努め、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

（議員報酬）

第24条 議員報酬（法第204条第1項に規定する議員報酬をいう。）の見直しを提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら、委員会又は議員が提案するものとする。

〔第24条解説〕 議員報酬について、議会から見直しを提案する場合の考え方を定めています。

市民からの直接請求や市長が提案する場合を除き、議員が議員報酬改正議案を提出する場合は、市民の意見聴取や市政の現状、将来に渡っての展望などを十分に考慮した上で提案することを定めています。

第7章 政務調査費及び議員研修

（政務調査費）

第25条 議員は、市政に関する調査研究に資するため、法第100条第14項に規定する政務調査費を有効に活用するものとする。

2 会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員は、条例に規定する用途基準に従い政務調査費を適正に執行し、市民に対して用途の説明責任を負うものとする。